

最終更新日: 2016年5月24日

株式会社オンリー

代表取締役会長兼社長 中西 浩一

問合せ先: 執行役員経営管理グループ本部長 栢木 秀樹

証券コード: 3376

<http://www.only.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主の皆様から提供された資本を安全に正しくかつ有効に活用し、公正な収益から生まれる利益を「株主の皆様」「お客様」「従業員」に適正配分するために、企業理念に掲げる「仲間」「正直」「シンプル」を重視した経営を目指しています。その実現のためコーポレート・ガバナンスの強化充実に努め、内部牽制が有効に働く組織の構築、監査及び適時開示体制の充実等を重要な経営課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を勘案した結果、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。今後は、株主構成等を勘案し、必要に応じて検討を行ってまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を勘案した結果、英語での情報開示を行っておりません。今後は、株主構成等を勘案し、必要に応じて検討を行ってまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画及びその結果の開示】

当社では、事業年度ごとの業績見通しの公表は行っております。また、中期経営計画も策定しておりますが、中期経営計画に関する開示は行っておりません。ただし、その中期経営計画の実現のためには取締役会が一体となり取り組んでおります。中期経営計画の開示については、今後の課題として検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、自社株報酬との適切な割合設定】

経営陣の報酬については、会社の業績や経済情勢等を勘案して決定しているほか、業績連動型の決算賞与制度を導入しております。現時点では自社株報酬は導入しておりません。今後は、中長期的な業績に連動する報酬として、必要に応じて自社株報酬の新たな報酬制度を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

現在は、取締役会の実効性評価については、社外取締役による取締役会内での議論・評価を通して実施しておりますが、評価結果については開示しておりません。今後は、取締役会の評価手法も含めて検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、経営戦略や経営計画については中期経営計画を策定しているものの、社外には公表しておらず、対外的には決算短信や事業報告書等において単年度計画の公表にとどめております。

今後は、中期経営計画が株主及び投資家が投資判断を行う際に有用であるという認識のもと、可能な範囲で中期経営計画を開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、企業価値の向上のために戦略上重要な協業及び取引の維持・強化等の合理的な理由がある場合を除いて、原則として政策保有株式は保有しません。また、これらの合理的な理由がある場合において当社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その保有意義を十分に検討した上で、取締役会において決議するものといたします。

取締役会においては、主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行います。また、当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、議案内容を個別に検証した上で、賛否を決定いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と役員や主要株主等との間の競業取引及び利益相反取引については、取締役会における承認を得ることとしております。また、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役に報告するものとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、社訓、企業理念及び行動理念を定め、これらのもと中期経営計画(含む資本政策の基本方針)・経営戦略・経営計画を定めております。これらを実現する企業を目指し、株主を含む全ステークホルダー共通の企業価値向上に努めるものといたします。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、株主の皆様から提供された資本を安全に正しくかつ有効に活用し、公正な収益から生まれる利益を「株主の皆様」「お客様」「従業員」に適正配分するために、企業理念に掲げる「仲間」「正直」「シンプル」を重視した経営を目指しております。その実現のため、コーポレートガバナンスの強化充実に努め、内部牽制が有効に働く組織の構築、監査及び適時開示体制の充実等を重要な経営課題としております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び執行役員の報酬については固定報酬+業績連動賞与とし、社長及び社外取締役2名で構成される委員会において、各担当部門の業績や会社への貢献度を総合的に勘案し、決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役、監査役及び執行役員の指名については、社長及び社外取締役2名で構成される委員会における協議により、経営に関する豊富な経験

と高い識見を有しており、取締役等の職務と責任を全うできる人材を候補者として選定することを基本方針としております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役、監査役及び執行役員の指名までの手続きについては、社長及び社外取締役2名で構成される委員会における協議によって原案を決定し、社長が取締役会に付議・説明し、取締役会にて最終決定しております。

【補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会で審議・決定する事項は取締役会規程に定め、重要事項を議論・決議しております。取締役会規程に定める事項以外のものについては業務執行を担当する執行役員に委任しており、その範囲と権限は職務分掌規程、職務権限規程等で明確に定め、取締役会がその執行状況の監督を行う体制となっております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社には社外取締役2名及び社外監査役3名が在籍しており、当該社外役員全員を独立役員として登録していることから、取締役会における独立した中立の立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に準拠することで、独立社外取締役の独立性を担保できると判断し、候補者の選定を行っております。

【補充原則4－11－1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の現状取締役会は、当社グループの持続的成長や企業価値の向上のために、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するとの見地から、知識・経験・能力等を総合的に評価して取締役候補者を選定しております。また、社外取締役については、学識経験者、企業経営経験者、法務、税務、会計に精通している専門家を候補者として選定しております。

【補充原則4－11－2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、社外取締役・社外監査役の兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、各役員に対して、コンプライアンスをはじめとする経営全般に関する意識や知識を、各自所属する団体等のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や更新等の研鑽を行わせるという方針に基づき、取り組みを実施しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営管理グループをIR担当部署と定め、個人株主からの面談、電話やメールによる問い合わせに対しては、IR担当執行役員である経営管理グループ本部長が臨み、経営管理グループ担当者がIR担当部署スタッフとしてその補助にあたっております。また、アナリストや機関投資家からの理解を得るため、必要に応じて対話の場を設けており、IR担当執行役員である経営管理グループ本部長が臨んでおります。なお、株主との対話については、インサイダー情報の管理に十分留意するとともに、株主からの意見・要望については、役員をはじめ社内でフィードバックし、情報共有を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中西 浩一	1,600,000	26.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	299,000	5.00
はるやま商事株式会社	296,100	4.95
株式会社丸井グループ	150,000	2.51
中西 元美	140,000	2.34
京都中央信用金庫	134,200	2.24
中西 浩之	64,000	1.07
吉田 知広	36,600	0.61
土屋 敦子	35,800	0.59
菱田 哲也	30,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8 月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
菱田 哲也	他の会社の出身者											
白田 清	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菱田 哲也	○	ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役	経営コンサルタントとしての実績や経営者としての経験と見識から、社外取締役として適任であるため、選任しております。
白田 清	○	——	企業経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、その経験・識見から社外取締役として適任であるため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
	—	—	—	—	—	—	—	—

指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

社長及び社外取締役2名で構成される委員会において、会社の業績や各人の貢献度等を勘案し、取締役、執行役員及び経営幹部の報酬について協議を行い、決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、年4回(四半期毎)の頻度で定期的な打ち合わせを催しております。打ち合わせの内容は監査計画及び監査状況の報告と確認、経営に関する意見交換等で、このほか必要に応じ随時会合を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中本 己知夫	その他													
津村 俊雄	税理士													
燈田 進	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中本 己知夫	○	大阪国税局出身。葛城税務署長、尼崎税務署長を歴任。	国税局での経験が豊富であり、専門家としての見識から社外監査役として適任であるため、選任しております。
津村 俊雄	○		

		独立役員として指定しております。 大阪国税局出身。浪速税務署長、門真税務署長を経て津村税理士事務所長。	国税局及び税理士事務所での経験が豊富であり、専門家としての見識から社外監査役として適任であるため、選任しております。
燈田 進	○	大阪国税局出身。宮津税務署長、徴収部長等を経て燈田税理士事務所長。	国税局及び税理士事務所での経験が豊富であり、専門家としての見識から社外監査役として適任であるため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型の役員賞与制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成27年8月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役(5名)に対する報酬 62,250千円
社外取締役(2名)に対する報酬 9,300千円
社外監査役(3名)に対する報酬 3,810千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、必要に応じて随時、経営管理グループのスタッフより取締役会議資料などに関して、重要事項の説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

《社外取締役・社外監査役の独立性についての会社の考え方》

社外取締役は取締役会その他重要な会議に出席し、その独立した立場から経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかについて、その専門性等を踏まえてチェックする機能を持ち、経営の透明性の確保に重要な役割を果たしていると考えております。また社外監査役においても、取締役会その他重要な会議に出席し、その独立性、専門的立場から積極的に発言し、経営の客観性と公平性を保つ上で重要な役割を果たしていると考えております。

《会計監査》

当社は有限責任監査法人トーマツとの間に、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しています。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。平成27年8月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名: 西村 猛、木村 幸彦
会計監査業務に係る補助者の構成: 公認会計士7名、会計士補等4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として、取締役5名のうち2名は社外取締役、監査役3名は全員が社外監査役であり、迅速な意思決定と取締役会、監査役会の活性化を図るとともに、客観的・中立的な立場での監視のもとに公正なコンプライアンス体制とガバナンス体制の確立を目指してきました。これまで実施してきたこれらの施策により、現在の体制において経営の監視機能は十分に働いているものと判断しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	11月下旬に開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社サイトにIRサイトを設置し、決算短信・有価証券報告書その他IR資料を開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者を設置し、株主や投資家等からの質問に答えています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念(仲間、正直、シンプル)の唱和を通じてお客様、取引先、株主の皆様も「仲間」として考え、正直であること、尊重すべきことを徹底しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	衣料品のリサイクル活動や、店舗照明のLED化等の環境保全活動に、積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況については、下記の通りであり、当社取締役会でその内容を決議しています。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は社訓、企業理念(仲間・正直・シンプル)、行動理念(笑顔・感謝・清掃整頓)を大切に、本社、全国の各店舗、グループ会社の全使用人に継続的にその精神を伝達し、それを企業風土とすることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統括責任者に管理担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役がリスク管理に関する統括責任者としてその任にあたり、各担当部門長とともに、カテゴリー別のリスクを体系的に管理するためリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、当社及び当社子会社の各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席する定例の経営戦略会議を毎月2回、取締役会を毎月1回開催し、当社及び当社子会社の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社及び当社子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社の管理は当社代表取締役が統括する。当社代表取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理本部スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の実効性に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営戦略会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」並びに「監査役監査規程」など社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営戦略会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に説明を求めることとする。

監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

また「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、当社グループの組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

